

令和9・10 年度競争入札参加資格審査を受ける皆様へ(主な変更点)

1. 共通の変更点

- ・印鑑証明書および使用印鑑届の提出が不要になります。
…令和8年4月1日から、山形県財務規則第133条(印鑑証明書)が削除されたため
 - ・「山形県税に未納がないことの誓約書兼情報提供同意書」を提出いただくことで、山形県税に係る納税証明書の提出が不要になります。
- ※ただし、山形県居住の個人事業主が提出する「個人県民税の納税証明書」及び、全ての申請者が提出する「消費税及び地方消費税の納税証明書」は、引き続き提出が必要です。

2. 建設工事に関する変更点

①「エコアクション 21 の認証取得」に関する加点の廃止

廃止

②「子育て支援」に関する加点の廃止

廃止

やまがたスマイル企業認定制度に基づく加点に整理・統合する

③「建設キャリアアップシステム(CCUS)の推進」に関する加点の新設

新設

建設キャリアアップシステム(CCUS)の事業者登録を行っている業者に5点を加点する

④「労働安全衛生講習の受講による加点」の廃止及び「建設業労働災害防止協会への加入」による加点への変更

変更

建設業労働災害防止協会に加入している業者に5点を加点する

⑤「やまがたスマイル企業の認定」に関する加点の変更

変更

- 1)「やまがたスマイル企業」の認定を受けている業者に3点を加点する
- 2)「ゴールドスマイル企業」又は「ダイヤモンドスマイル企業」に認定されている業者に5点を加点する

⑥「その他の地域貢献活動」に関する加点の変更

変更

加点対象活動のうち、「寄付・寄贈(2年間で20万円以上)」を削除する

3. 建設コンサルタント等業務に関する変更

- ・「有資格者延べ数総括表」に添付する技術者の確認資料の提出が不要となります
…申請のあった技術者数を登載しますので、申請誤りの無いようご注意ください。